議案第１３３号　宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会資料

総務部総務課

資料1　現体制と変更後の副市長、理事及び技監の事務分掌について

1　令和５年６月までの副市長、理事の事務分掌について（副市長１名、理事１名）

企画経営部	総務部	市民交流部	健康福祉部	子ども未来部	環境部	産業文化部	都市安全部	都市整備部	会計課	消防本部	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局・公平委員会	農業委員会事務局	固定資産評価審査委員会	議会事務局	上下水道局	市立病院
井上副市長																		
赤井理事		企画・総務と市長が命ずる特命事項					小寺技監											

2　令和５年７月から１２月までの理事の事務分掌について（副市長1名、理事２名）

企画経営部	総務部	市民交流部	健康福祉部	子ども未来部	環境部	産業文化部	都市安全部	都市整備部	会計課	消防本部	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局・公平委員会	農業委員会事務局	固定資産評価審査委員会	議会事務局	上下水道局	市立病院
井上副市長																		
赤井理事		企画・総務と市長が命ずる特命事項					小寺技監											
藤島理事																		

3　令和６年１月以降、副市長２名体制となった場合の事務分担案（副市長２名、理事１名）

企画経営部	総務部	市民交流部	健康福祉部	子ども未来部	環境部	産業文化部	都市安全部	都市整備部	会計課	消防本部	教育委員会事務局	選挙管理委員会事務局	監査委員事務局・公平委員会	農業委員会事務局	固定資産評価審査委員会	議会事務局	上下水道局	市立病院
井上副市長　共通				○			○	○		○	○						○	
藤島副市長　共通		○	○		○	○			○			○	○	○	○	○		○
赤井理事		企画・総務と市長が命ずる特命事項					小寺技監											